

第12章

面会制限

⑥ 面会の制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています（第 13 条）。

※分離保護の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージや養護者が高齢者を自宅に連れ帰り虐待が再開する可能性があります。また、養護者からの依頼で親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性も考えられます。そのような事態に備えるため、市町村は施設長と連携の上、本条に基づき面会を制限することができます。

また、施設も、独自の施設管理権に基づき面会を拒絶することもできます。ただし、虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となるので、注意が必要です。原則として虐待対応における面会制限は行政責任で行うことが必要です。

面会を求める養護者等には必ずしも「高齢者と面会をする権利」があるものではないことを前提に、市町村の権限と施設管理権を活用し、市町村と施設が密接に連携したうえで保護場所の秘匿含め、慎重に対応する必要があります。

○面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

※当該高齢者虐待を行った養護者（虐待者）以外の者が面会を求めてきた場合の対応においても原則の考え方は同じです。

○施設側の対応について

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができるとありますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市町村職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割分担が適切と考えられます。

○契約入所や入院等の場合

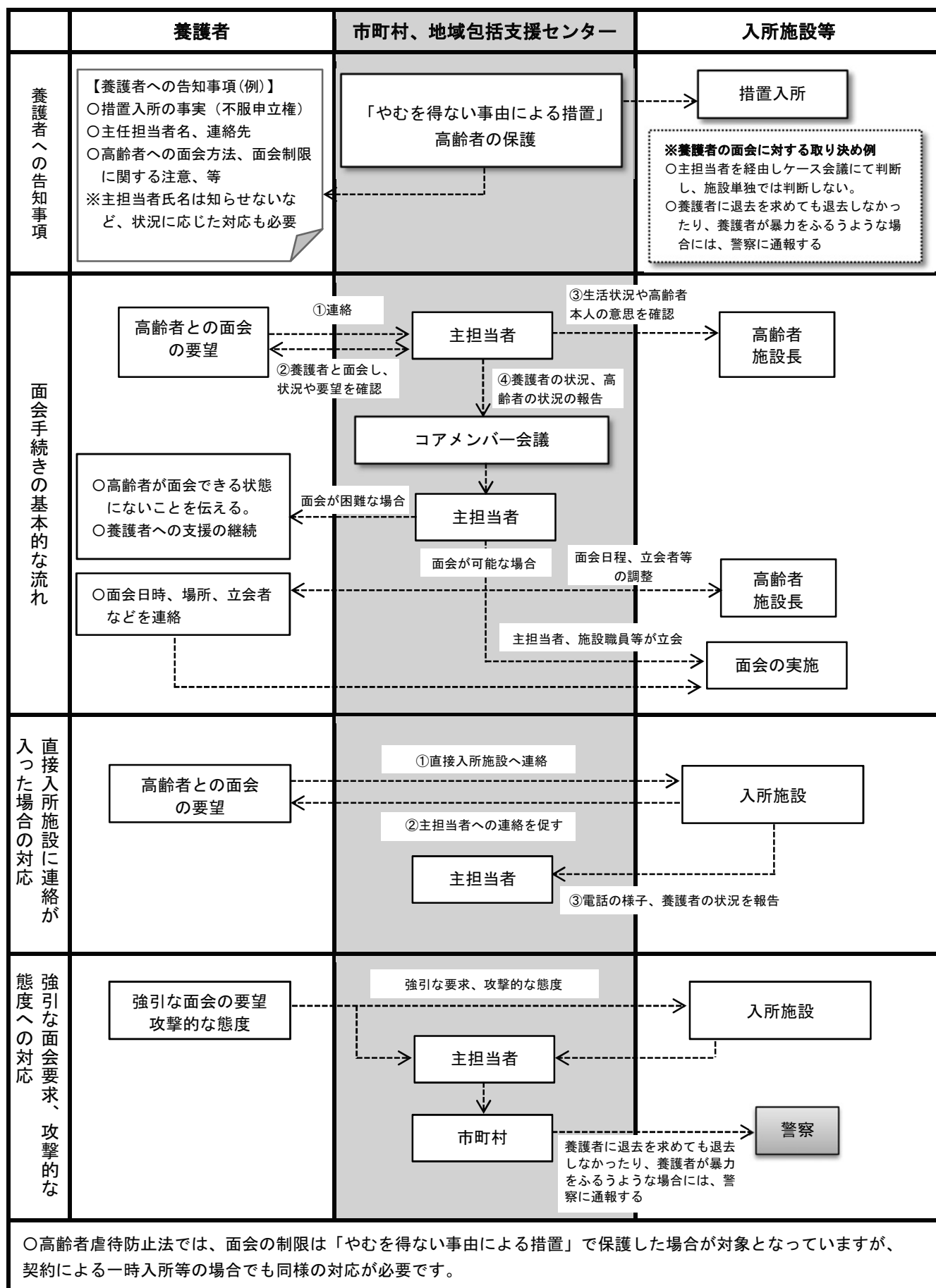
虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合については、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体的安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述の通り虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時にはカーテンを開ける等、事例に応じた対応について、病院に協力依頼します。

（厚生労働省＜H30＞p 62より）

②面会制限の基本的対応について

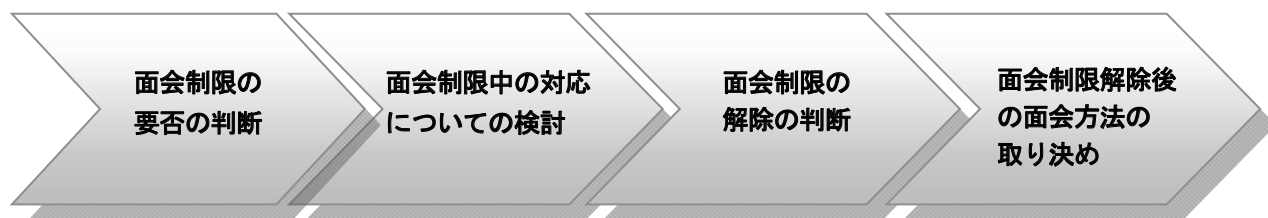
措置入所者の面会に関する基本的な対応



○高齢者虐待防止法では、面会の制限は「やむを得ない事由による措置」で保護した場合が対象となっていますが、契約による一時入所等の場合でも同様の対応が必要です。

(厚生労働省<H30>p64より)

対応の流れ



(2) 面会制限の要否の判断

面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市町村の判断と責任で行います。

高齢者虐待防止法においては、どのような場合に面会制限を行うことが適切かという要件は明記されていませんが、高齢者の生命や身体的安全確保のために必要かどうかを判断する上では、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や被害も考慮し、総合的に検討することが重要です。

また、面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、見直す時期を定めておくことが必要です。

面会制限の要否は、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホームに入所を依頼することと直接的な関係があるため、措置の適用とともに、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断する必要があります。

【参考】面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- 保護した高齢者が施設的环境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合
- 情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報が揃うまでの一定期間
- 高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合
- 養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合
など

(3) 面会制限中の対応についての検討

面会制限中も、養護者はさまざまな方法で、高齢者への接触を求めてくることが予想されます。

例えば、強引に高齢者を自宅に連れ戻そうとする（またはそのようなことが予測される）場合、高齢者や他の入所者、施設の職員に対して、養護者が暴力をふるったり、物を壊したりする（またはそのようなことが予測される）場合などに備え、市町村担当部署と施設は常に緊密に連携を取りあいながら、養護者が施設に現れた時点で市町村担当部署に連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておくことが不可欠です。

(4) 面会制限の解除の判断

面会制限の解除が可能かどうかの判断は、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討することが必要となります。これらの状況の評価は、評価会議で行います（74、103 ページ参照）。

以下に、面会制限の解除が可能と判断する際に確認すべきことを例示します。

【参考】面会制限の解除が可能と判断する際に確認すべきこと

- 高齢者に、養護者との面会の意思があるか
- 高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか（養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないか など）
- 養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか など

※特に「高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているかどうか」については、施設側と密に連絡をとって判断する必要があります。

(5) 面会制限解除後の面会方法の取り決め

面会制限の解除が可能と判断した場合、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を虐待対応計画で定めます（91 ページ参照）。ただし、高齢者の安全を第一に考え、当初は市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等の同席でかつ時間を制限して行うことから始めるなど、面会方法に工夫をすることが求められます。

面会することで養護者が態度を急変させる可能性もあるなどの理由で、保護場所を秘匿しておく必要があると判断する場合には、保護先の施設とは別の場所で一時的な面会を行い、高齢者や養護者の様子を観察しながら、次の段階へ進めるかどうかを判断することも必要になります。

以下に、高齢者と養護者の面会方法の例を示します。

【参考】高齢者と養護者の面会方法の例

- 市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等が同席する
- 面会時間を制限する
- 施設以外の場所で面会する など

（日本社会福祉士会手引き p 134～135より）

- 本人に「養護者とは会いたくない」という意思があるという場合には、原則、本人意思を尊重すべきであると考えられます。しかし、高齢者が亡くなった際には養護者に相続が発生するという関係であることも多いため、施設に逃がして面会制限をかけ、養護者に高齢者の居所を伝えないまま虐待対応を終結するということが難しいという場合もあります。
よって、「面会制限は解除していく」という前提にたち、解除の過程を想定した上で、どのように面会制限をかけるか、それをどう伝えるかを検討していくと、見通しをもった支援を行うことができます。
- 面会制限の解除方法やそのプロセスは、個別事案によって違います。解除については、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、コアメンバーや関係機関を交えた会議において総合的に判断します。
現状では、一時的な面会（利用施設以外の場所での面会、時間制限や職員立会いのもとでの面会等）を実施しながら、その都度評価を行い、段階的に解除していく等の工夫がされているところです。
- 「やむを得ない事由による措置」を解除した場合には、高齢者虐待防止法 13 条による面会制限も同時に解除されることとなるため、措置の解除時期については検討が必要です。（やむを得ない事由による措置の費用は応能負担で、成年後見人等が選任された場合には求償することができます。予算関係から措置解除を急ぐ必要はありません）
もしも、措置解除後に面会制限が必要とされる場合には、どのように面会制限を継続するか（本人意思に基づく面会制限か、施設管理権に基づく面会制限か等）についても、検討しておくことが求められます。
- 「やむを得ない事由による措置」以外での入所等（介護老人保健施設利用、医療機関の入院等）の場合、施設管理権に基づく面会制限について施設の協力が得られないことがあります。
現在、出入りしやすい施設利用（養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの利用等）をする場合、面会制限をかけたとしても、高齢者の安全が確保されるかについて、不安が残る場合もあります。
また、「やむを得ない事由による措置」であるにも関わらず、短期入所生活介護（措置ショート）利用の場合には、高齢者虐待防止法 13 条に基づく面会制限とすることができません。
これらの課題が解決されるよう、法整備が進むことが望まれます。

※本報告書 p.91「医療機関への緊急一時分離」参照

（報告書 p107 より）

面会制限に関するQ&A

Q1：高齢者虐待防止法第13条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか。

⇒ 老人ホーム等の施設を管理している施設長は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができます。施設長の指示に反して施設に立ち入ったときは、建造物侵入罪に該当する可能性があります。

高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームなどに措置した場合、市町村長または施設長は、虐待をした養護者と高齢者との面会を制限することができることを規定しています（第13条）。

この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていません。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられます。

そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。結果、そのような人々との面会を制限することができます。

ただし、面会制限の可否の判断は、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。

Q2：やむを得ない事由による措置を適用して高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、養護者から高齢者が入所先の施設を教えるように要求されることがありますが、どのように対応したらよいでしょうか。

⇒ 高齢者と血縁関係がある養護者であったとしても、個人情報保護法上は「他人」にあたります。養護者に対して高齢者の居場所を教える法的義務はありません。

養護者が面会に来る、あるいは連れ戻しに来る等の可能性がある場合、面会制限の解除の判断がなされるまでは、養護者に高齢者の居場所を教えるべきではありません。

Q3：養護者や家族、親族が「身内だから」という理由で面会を強要してきた場合、会わせる必要がありますか。

⇒ 養護者や家族、親族であることを理由に面会を求めても、高齢者が養護者等と面会をすることで、高齢者への悪影響が予測される場合、そのような法的権利はないことを説明することが重要です。

面会制限に関するQ&A

Q4：高齢者虐待防止法に基づく面会制限をすることができない（「やむを得ない事由による措置」によらない）老人ホームに入居している高齢者について、その高齢者を連れ戻して虐待を加えるおそれのある養護者等の面会を制限することはできますか。

⇒ 前述のとおり、施設長は、施設管理権を有しています。そのため、この施設管理権に基づいて、高齢者に対してさらに虐待をする可能性のある養護者等に対して、施設自体あるいは部屋への立入りを拒否することができます。

その結果、措置に基づく入所だけではなく、契約により施設に入所した場合や病院に入院している場合など、高齢者虐待防止法第13条の適用がないケースでも、高齢者を保護するため親族などの面会を制限することが可能であると理解できます。

ただし、面会制限の可否の判断は、施設長が単独でするわけではありません。あくまで虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。例えば、高齢者が養護者に会いたいとの意向を有しているか否か、その意向はどのような判断に基づいたものか、養護者に面会させることにより、高齢者の精神的な動揺を招き、その後の施設での生活に混乱を来たさないか否かなどについて、市町村と施設とで検討する必要があります。

Q5：養護者に高齢者の居場所を知られないようにするために、高齢者の住民票の閲覧・交付等を制限することはできますか。

⇒ 住民基本台帳法第12条1項では、「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。」としていますが、同時に、「市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる」と規定しています（第12条第6項）。

この条項については限定的に解釈すべきであるとの見解もありますが、ドメスティック・バイオレンス（DV）の場合と同様に取り扱うことが可能です。これらを制限する規定を設けている市町村もあります。

そのような規定を設けている市町村では、高齢者への影響を避けるために居所を秘匿したり面会制限をする必要がある場合には、市町村に申請して住民票の閲覧・交付等を制限することが可能です。

また、高齢者が成年後見制度を活用している場合、介護保険サービスや後期高齢者医療制度の利用状況の郵送先を後見人等が指定する場所に変更することが可能かどうか、庁内関係部署に問い合わせをするなど、養護者に高齢者の居所が特定されないような配慮も望めます。

（日本社会福祉士会手引き p136～137より）

【参考】住民票の閲覧・交付制限、マイナンバーの不開示措置について

住民基本台帳事務処理要領における「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」の一部改正等について（意見照会）（平成24年8月10日付け自治行政局住民制度課から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡）に係る質疑応答について

1 総論

（問1） 住民基本台帳事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第6-10-ア-（ア）-Dは具体的にどのような者が対象となるのか。高齢者虐待の被害者も対象となるのか。

（答） ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のために措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点について（平成24年9月26日付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長あて通知）中「2 留意点 （2）」において具体的に想定される被害者等を例示していますが、事務処理要領第6-10-ア-（ア）-AからCまでに該当する被害者と異なり、一律に市町村が意見聴取等を行うことができる相談機関を明確にすることが困難です。したがって、同Dに該当するものとして支援措置を講ずるかどうかは、市町村判断によるため、高齢者・障害者虐待の被害者を同Dに該当するものとして支援措置を講ずることは差し支えありません。

なお、同Dには、これまで各市町村において、上乘せにより個別の支援措置を行っている対象者が含まれることになりますが、これを狭めるものではありません。

（問2） 事務処理要領第6-10-ア-（ア）-Dに該当すると申出があった場合、支援措置を行うかどうかの判断材料とするため、どのような機関に相談すればよいか。

（答） 事務処理要領第6-10-ア-（ア）の意見聴取等を行う場合は、申出者が既に相談している機関に対して行っていただくことを想定しています。また、次に掲げる被害者がどの機関に対しても相談をしていない場合には、次の相談機関を教示することが考えられますが、最寄りの相談機関と事前に調整した上で、教示することとしてください。なお、例示した相談機関は、必ずしも同（ア）の意見聴取等に応じるものとは限りませんので、ご注意ください。

被害者	相談機関（例）	参考
高齢者・障害者虐待による被害者	市町村（高齢者・障害者担当部局）	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成一七年法律第一二四号）第七条第1項 等 障害者虐待の防止、障害者

		の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第七条第1項 等
犯罪行為による被害者	犯罪被害者等早期援助団体 全国被害者支援ネットワーク 日本司法支援センター法テラス	各相談機関ホームページ参照
交際相手からの暴力による被害者	配偶者暴力相談支援センター	
事務処理要領第6－10－ア－（ア）－Cに基づき支援を受けていて18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者	婦人相談所【女性の場合】 その他、児童相談所等に相談機関を紹介してもらう。 ※なお、これまで相談を受けていた児童相談所から婦人相談所等につないでもらうことが望ましい。	
18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者	婦人相談所【女性の場合】	
以下、省略		

（「住民基本台帳事務処理要領における「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」の一部改正等について（意見照会）（平成24年8月10日付け自治行政局住民制度課から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡）に係る質疑応答について」 別添資料より一部抜粋）

○虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

（厚生労働省＜H30＞p67より）

【参考】民事保全法による接近禁止仮処分の申立

- 養護者支援を行っても虐待の解消・高齢者の権利擁護が見込めず、区市町村担当所管が何度話をして、虐待行為をやめない養護者への対応が求められる場合もあります。

養護者が本人と別に住んでいる場合、養護者が本人宅に近づけないよう、本人や成年後見等による民事保全法上の接近禁止仮処分の申立てを行うことが可能です

(報告書p86より一部抜粋)

(民事保全法)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

